

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和元年7月30日

盛岡広域振興局長 石田知子

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン盛岡駅前 盛岡市盛岡駅前北通114番地54

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者

エ 変更する年月日

(ア) 令和元年5月31日

(イ) 平成22年9月7日ほか

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和元年7月17日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) DCMホームック株式会社

(イ) イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン紫波 紫波郡紫波町北日詰字下東ノ坊38番地ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者

エ 変更する年月日

(ア) 令和元年5月31日

(イ) 平成16年3月1日ほか

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和元年7月17日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) DCMホームック株式会社

(イ) 協同組合矢巾商業開発

(ウ) イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 矢巾ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割413番地ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者

エ 変更する年月日

(ア) 令和元年5月31日

(イ) 平成24年5月14日ほか

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の変更及び届出事項の錯誤のため

(2) 届出年月日 令和元年7月17日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場